

報告第6号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和元年 9月 9日提出

みやき町長 末 安 伸 之

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年6月28日

みやき町長 末 安 伸 之



損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方

略

2 事案の概要

令和元年6月4日(水)午後4時00分頃、風の子保育園駐車場周辺の除草作業中に、同駐車場に駐車してあった、軽乗用車後部リヤガラスへ小石が飛びリヤガラスを破損する事故である。

本件は、駐車場の除草作業中に発生した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として123,152円を支払う。

